beat/entry サービス 利用規約

富士ゼロックス株式会社

第1条 （利用規約の適用）

1. 富士ゼロックス株式会社（以下、当社といいます）は、beat/entry サービスの管理、運営者として、beat/entry サービス利用規約ならびに当該利用規約に付帯する基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表（以下、本利用規約と総称します）を定めます。
2. 当社、当社の販売会社（本利用規約において当社の県別特約店を含みます）もしくは当社もしくは当社の販売会社が定めた販売店（以下、総称してサービス提供者といいます）は、本利用規約を遵守することを条件として、beat/entry サービスを契約していただいたお客様（以下、お客様といいます）に第 4 条に定める beat/ basic サービスを提供します。
3. 第 3 条第 7 号で定義するサービス契約と本利用規約の契約条項が矛盾・抵触する場合、本利用規約が優先して適用されます。

第2条 （利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更にあたっては、当社はお客様にその内容を当社が指定する Web サイトまたは電子メール、その他の方法により通知するものとします。ただし、この通知がお客様に到達しない場合であっても、変更後の利用規約を適用するものとします。

第3条 （定義）

本契約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1) 本サービスとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供する、次条に定めるサービスを意味します。
(2) beat-box とは、当社がお客さまに無償で貸与する本サービスの提供に必要な機械装置を意味します。
(3) beat-noc とは、本サービスの提供を管理する当社指定のセンターを意味します。
(4) ソフトウェアとは、本利用規約にもとづき当社がお客様に提供する当社所定のコンピューター・プログラムを意味します。
(5) PC とは、お客様が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
(6) サービス契約とは、お客様とサービス提供者との間で成立する beat/entry サービスに関する契約を意味します。
(7) 設置場所とは、本サービスの対象となる機器等の日本国内における仕様場所を意味します。

第4条 （本サービスの内容）

1. 基本サービス

サービス提供者が提供する基本サービス（以下、基本サービスといいます）の内容は次のとおりとします。

(1) beat-noc により、ブロードバンド回線、beat-box、beat-box に格納するウイルス定義ファイルの更新およびクライアント PC の状況を監視します。
(2) beat-box により、次の機能等を提供します。
    ① ファイアウォール機能
    ② 利用者の追加・削除
    ③ グループの追加・削除、責任者およびメンバーの変更
    ④ メールのウイルスチェックおよびウイルス感染メールの破棄
    ⑤ ファイルダウンロード時のウイルスチェックおよびウイルス感染ファイルのダウンロード停止
    ⑥ 迷惑メールチェックならびにメール件名への文字列付加（お客様が選択した場合）
(3) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先（以下、コンタクトセンターといいます）において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、本サービスの範囲に限るものとします。
(4) beat-box に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者の指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、お客様はサービス提供者が依頼した事項に協力するものとします。
(5) サービス提供者が前 2 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、各々次のとおりとします。
    ① コンタクトセンターの対応時間帯
    〈1〉 平日：9 時（電話受付のみ 8 時）から 21 時まで
    〈2〉 土・日・祝日・12 月 31 日から 1 月 3 日
    9 時から 18 時まで
    ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯
    サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。

2. オプションサービス

前項に記載する基本サービスに付加するオプションサービスの内容は、後記記載のオプションサービス条項一覧表のとおりとします。

3. 設置作業等

お客様がサービス提供者に beat-box の設置等を希望する場合、サービス契約とは別に契約するものとします。

4. 本サービスの変更

お客様が契約した本サービスの内容を変更する場合、お客様は本サービスの内容を変更する旨の注文を、サービス提供者所定の書面で申し込むことができます。

第5条 （提供条件）

サービス提供者が本サービスを提供する条件は次のとおりとします。

(1) 本サービスで利用するブロードバンド回線,ダイヤルアップ接続回線等の通信回線および ISP の提供品質等について、サービス提供者は責任を負いません。
(2) 前号のブロードバンド回線または ISP はお客様の費用と責任で、各事業者と契約し、お客様は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。
(3) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的でサービス提供者がリモートで beat-box にアクセスすること,ネットワークのトラフィック状況またはセキュリティー状況を分析することをサービス提供者に許可するものとします。
(4) サービス提供者の指定するサービス拠点から 100km 以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。
(5) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat-box および beat-box に格納するソフトウェア以外の機械装置,器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとします。
(6) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
(7) お客様は、サービス提供者が要請した場合、beat-box に接続する機械装置,コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境,接続使用する製品側の原因その他影響を与え得ると合理的に判断される要因を、お客様の費用と責任において調査するものとします。
(8) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
    ① 当社者所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または当社所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
    ② 誤操作,落下,電磁的影響,強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
    ③ beat-box 以外の機械装置,付属品以外の器具類・ケーブル等またはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害
    ④ サービス提供者が指定する者以外の者による beat-box の修理もしくは 改造または当社が指定する方法以外の方法による beat-box の移動に起因する故障・障害
    ⑤ 火災,風水害,地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害
    ⑥ 当社の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害
    ⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデー

タの復旧,お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
⑧ お客様が使用するLANの故障・障害
⑨ 高所作業,重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

(9) サービス契約第7条にもとづきお客様がbeat-boxの設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により、本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第6条第1項で定義する料金等をサービス提供者に支払うものとします。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとします。

第6条 (beat-box 等の所有権)

1. beat-box および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. お客様の故意または過失により、beat-box が故障,破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者に生じた損害を賠償するものとします。
3. お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押,仮差押,仮処分,公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、beat-box が当社の所有に属することを主張,証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。

第7条 (免責)

1. サービス提供者は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等という)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること, 本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと,本サービス等が当社所定の稼働環境以外の環境で動作すること, 本サービス等に含まれている機能のすべてがお客様により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. サービス提供者は、ウイルスチェック機能において、常に最新の定義ファイルを使用するものとします。ただし、当該定義ファイルが全てのウイルスをチェックできることを保証するものではありません。
3. 不正アタック,ウイルス,通信上の不法行為等によりお客様に損害が発生した場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
4. お客様がbeat-box責任者を登録せず、サービス提供者のお客様に対する情報提供が未着であったことに起因しお客様に損害が生じた場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
5. 前4項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティーに対するサービス提供者の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第8条 (お客様の責任)

1. お客様は、当社が推奨する PC の動作環境ならびに当社が指定する内容でPCおよびbeat-boxを設定し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします
   (1) お客様は、beat-box および beat-box とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するために格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
   (2) beat-box の盗難、破壊、不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. お客様は、beat-box について、次の行為を行わないものとします。
   (1) 当社が指定したコネクタおよびスロット以外のものを beat-box に接続すること
   (2) beat-box を分解すること
   (3) beat-box に独自のプログラムをインストールすること
   (4) 本サービス以外の目的に beat-box を使用すること
4. お客様は、ソフトウェアの使用にあたり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. お客様は、ソフトウェアの全部または一部について、本契約の有効期間中および終了後に次の行為を行わないものとします。
   (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
   (2) 第三者に対する再使用権の設定
   (3) 解析(逆アセンブル),翻案(逆コンパイル)その他のリバース・エンジニアリング
   (4) 変更,切除その他の改変
   (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(第9条第1項に定める適用除外情報を除く)の開示
   (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示,販売,賃貸,使用許諾
6. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
   (1) サービス提供者あるいは第三者の名誉,信用,プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (2) サービス提供者あるいは第三者の著作権,その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
   (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (5) サービス提供者あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
   (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
   (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
   (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
   (10) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (12) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、サービスを利用して使用し、または、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
   (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
   (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
   (15) その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
   (16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第9条 (機能変更・停止)

1. サービス提供者は、機能改良,サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック,ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与しているbeat-box を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。
2. 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。
3. お客様が使用するbeat-boxを本条第1項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、当社は仕様変更後のbeat-boxをお客様に貸与することがあります。

第10条 (サービス提供の制限・中断)

1. サービス提供者は、天災,事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援,交通,通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信,その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め本サービスの提供を制限する措置を採ることがあります。
2. サービス提供者は、サービス提供者の設備の保守, 工事, 法定点検, または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
3. 本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、サービス提供者はお客様に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
4. 本条の定めにより、本サービスの全部または一部が中断、制限さ

れた場合といえども、サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等は返還されないものとします。

第11条（提供停止）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
   (1) サービス契約または本利用規約上の債務の履行を怠ったとき
   (2) 第 8 条（お客様の責任）の規定に違反したとき
   (3) 本サービスの利用に関し、直接または間接にサービス提供者または第三者に対し重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
   (4) 当社所定の beat サービスユーザーズガイドの安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
   (5) サービス契約第 6 条第 1 項に定める料金等の支払いを怠ったとき
   (6) その他、サービス提供者が本サービスの提供を不適当と判断するとき
2. お客様が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、サービス提供者は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat-box の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第12条（一部サービスの終了）

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、本サービスのうち一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、サービス提供者は 6 ヵ月前までに当該サービスの利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第13条（解約加算金）

サービス契約第 3 条第 2 項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から 1 年後の応当日の前日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第 13 条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日から契約満了日までの期間に応じて日割計算したサービス料金のうち基本サービスの対価相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。

第14条（損害賠償）

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サービス提供者は、サービス契約に別段の定めある場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ、かつ損害発生の直接原因となった本サービスの月額 beat サービス料金を限度としてお客様の損害を賠償するものとします。

第15条（サービス契約終了時の措置）

1. 基本サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与された beat-box および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。
2. 前項の場合、お客様は当社から貸与された製品等に格納されたお客様の情報を、お客様の費用と責任で消去するものとし、サービス提供者は本サービスの提供により取得したお客様の情報を、サービス提供者の費用と責任で消去するものとします。

第16条（その他）

その他の事項については、サービス契約のとおりとします。

平成 27 年 4 月 10 日　制定

以上

オプションサービス条項一覧表

オプションサービス名	サービス内容
beat PC クライアント アンチウイルスサービス	(1) サービス提供者が推奨する事業者のアンチウイルスプログラムをサービス提供者はお客様に提供します。 (2) お客様は、前号のライセンス数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat 利用者追加サービス	(1) お客様は、10 アカウント単位でサービス提供者所定のアカウントを上限として申し込めるものとします。 (2) お客様は、前号のユーザー数を契約後、当月内は削減できないものとします。
beat コンテンツフィルター サービス	サービス提供者は、デジタルアーツ株式会社提供のデータベースを使用し beat-box に接続した PC から Web サイトへのアクセスを制限する機能をお客様に提供します。
安心ファクスサービス	(1) お客様は、beat-box にサービス提供者所定のデジタル複合機を登録することにより、FAX の誤送信抑止につながる次の機能が利用できます。 ① 宛先表管理機能 ② テストファクス機能 ③ ファクス送信ログ表示機能 (2) サービス提供者が安心ファクスサービスをお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① beat-box に登録するデジタル複合機は、サービス提供者が別途提示する対応機種一覧表にある機種であり、かつデジタル複合機のオプションである外部アクセスキットが装着されていること。 ② beat-box に登録するデジタル複合機は、サービス提供者所定の接続数以下であること。 (3) サービス提供者は、安心ファクスサービスの利用によって、あるいは利用できなくなったことによってお客様に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前からサービス提供者あるいは第三者が警告していたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
文書ストレージサービス	(1) 文書ストレージサービスのメニューは次のとおりとします。 ① 文書ストレージサービス (3GB) サービス提供者のデータセンター(以下 IDC という)に格納できるデータ総量を 3GB 上限とします。 ② 文書ストレージサービス (5GB) IDC に格納できるデータ総量を 5GB 上限とします。 ③ 文書ストレージサービス (10GB) IDC に格納できるデータ総量を 10GB 上限とします。 ④ 文書ストレージサービス (20GB) IDC に格納できるデータ総量を 20GB 上限とします。 ⑤ 文書ストレージサービス (50GB) IDC に格納できるデータ総量を 50GB 上限とします。 (2) お客様が文書ストレージサービスの付加を契約した場合、お客様はサービス提供者が別途交付する文書ストレージサービス利用規約に同意したものとみなされます。 (3) 文書ストレージサービスの制限事項 ① 文書ストレージは、文書の属性、検索用インデックスなども保持するため、IDC へ格納に必要なデータ総量は文書のサイズの合計よりも大きくなります。 ② IDC に格納できる文書数の上限は、100,000 件とします。文書総数が上限に達した場合は、新たに文書を格納することはできません。 ③ 1 文書あたりのサイズの上限は 400MB とし、400MB を超える文書を格納することはできません。 ④ IDC に格納できるフォルダの上限は、5,000 件とします。フォルダ数が上限に達した場合は、新たなフォルダを格納することはできません。 ⑤ お客様は、契約したメニューのデータ総量上限から下位のデータ総量上限のメニューに変更する場合、発注前に IDC に格納しているデータ総量を変更するメニューの上限以下に減らす必要があります。 ⑥ お客様は、本サービスを解約する場合、事前に IDC に格納しているデータ総量を1GB 以下に減らす必要があります。 ⑦ 前記⑤または⑥を満たすまで、お客様は本サービスを変更または解約することができません。 ⑧ 本オプションメニューは IDC に格納できる総量のいずれか一つの契約になります。複数の総量は契約できません。

オプションサービス名	サービス内容
beat/entry リモートアクセスサービス	(1) お客様は、beat-box に LAN 接続していないPC（以下、外部PCという）からインターネットを介して beat-box にアクセスし、次のことが実施できます。ただし、外部PCからの同時アクセスは、サービス提供者所定の接続数以下とします。 ① beat-box の WWW サービスのアクセス ② beat-box に接続する機械装置にアクセスし、プリンターへの印刷指示、WWW サービスへのアクセス、ファイルサービスへのアクセス、メールサービスへのアクセス (2) お客様が付与するリモートアクセス権は、お客様の責任で管理するものとします。 (3) お客様は、本サービスの利用者が本サービスに接続する外部PC・メールアドレス・パスワード等を厳重に管理するよう、適切な措置を講ずるものとします。 (4) お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。 ① リモートアクセスサービス用にサービス提供者がお客様に提供する接続ツール（以下、接続ツールという）を不特定多数がアクセス可能な状態にすること。 ② お客様が指定した beat サービスの利用者以外に、接続ツールを配布すること。 ③ beat サービス利用者に、リモートアクセスサービスを利用する目的以外で接続ツールを配布すること。 ④ 接続ツールのリバース・エンジニアリング、接続定義ファイル、PC 環境キーファイルの解析を行うこと。 ⑤ リモートアクセスにより beat-box と接続されている外部 PC を LAN に接続し、当該 LAN に接続されている他の機械装置のゲートウェイとして外部 PC を利用すること。 (5) リモートアクセスサービスが終了した場合、お客様は接続ツールをアンインストールし、かつ接続ツールのインストーラーを廃棄するものとします。
オンデマンドサービス for DocuWorks	(1) お客様は、サービス提供者所定のドキュメントハンドリングソフトウェア DocuWorks を表記記載の契約数の PC における一つのオペレーティングシステム（以下OSという）で利用できるものとします。 (2) DocuWorks をインストールした PC（以下クライアント PC という）は、beat-box と通信することにより DocuWorks の使用権を更新することができ、最後の更新から 32 日以上 beat-box と通信しない場合、使用権は消滅するものとします。ただし、32 日経過後 beat-box と通信した時点で再度使用権を取得できるものとします。 (3) サービス提供者がオンデマンドサービス for DocuWorks をお客様に提供する条件は、次のとおりとします。 ① お客様は、オンデマンドサービス for DocuWorks ソフトウエア使用許諾契約に同意するものとします。 ② クライアント PC が beat-box と通信可能でない場合、サービス提供者はオンデマンドサービス for DocuWorks の提供義務を免れるものとします。 (4) サービス提供者は、オンデマンドサービス for DocuWorksの利用によって、あるいは利用できなくなったことによってお客様に発生した直接的、間接的損害、業務の中断、情報の紛失・破損、利益の損失に対して一切の責任を負わないものとします。また、そのような損害が生じる可能性について以前からサービス提供者あるいは第三者が警告していたとしても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。 (5) お客様は、オンデマンドサービス for DocuWorks の契約数は契約後、当月内は減数できないものとします。